

補償コンサルタント業務の発注基準

1 補償コンサルタント業務入札参加資格の申請資格……「補償コンサルタント登録規程による補償コンサルタント業者」である者

2 補償コンサルタント登録規程の概要（登録要件）
国土交通省のホームページ「補償コンサルタント登録制度」に記載のとおり（https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/totikensangyo_tk1_000025.html）

3 入札参加有資格業者の区分
(1)補償コンサルタント業務の入札参加有資格業者を、本店又は営業所の所在地により区分する。
(2)本店又は営業所の所在地は、奈良県建設工事等競争入札参加資格者名簿により確認する。

県内本店	県内に本店を置く者で、「県内に営業所を有する者」として補償コンサルタント業務の入札参加資格を有する者
県内営業所	本店は県外であるが県内に営業所を置く者で、「県内に営業所を有する者」として補償コンサルタント業務の入札参加資格を有する者
県外業者	県内には本店又は営業所を有しないが、本県の補償コンサルタント業務の入札参加資格を有している者

4 総合評価落札方式における選定基準
設計金額が1,000万円未満の業務で、技術的な工夫の余地が比較的大きい業務及び設計金額1,000万円以上の業務については、原則として「低入札価格調査制度」を用いた総合評価落札方式を適用する。

5 価格競争入札における選定基準
設計金額ごとに以下の要件による。

設計金額		500万円未満	500万円以上1,000万円未満	1,000万円以上
入札形態		一般競争入札※1 （価格競争入札） ＜最低制限価格制度＞	一般競争入札 （価格競争入札） ＜最低制限価格制度＞	一般競争入札 （総合評価落札方式） ＜低入札価格調査制度＞
選定 対象 業者	県内本店	入札参加資格等審査会において、発注業務ごとに入札形態と要件を決定する。		
	県内営業所			
	県外業者			

※1 地方自治法施行令第167条第1項第1号から第3号のいずれかに該当する場合（随意契約で契約するものを除く。）は部局または事務所ごとに設置されている「入札参加資格等審査会」の議を経て指名競争入札とすることができる。（例：入札不調の発生等、一般競争入札に付することが不利と認められる場合）

入札形態及び業者の選定に際しては、以下の事項に留意すること。

- I 入札形態
- ① 設計金額が1,000万円未満の業務で、業務内容が比較的容易なものや標準的なものであり、特段の配慮を要するものでない場合は、一般競争入札（価格競争入札）＜最低制限価格制度＞を適用すること。
 - ② 設計金額が1,000万円未満の業務で、技術的な工夫の余地が比較的大きいものについては、一般競争入札（総合評価落札方式）＜低入札価格調査制度＞を適用すること。
 - ③ 設計金額にかかわらず特殊業務及び特段の配慮を要する業務等、上記基準に依り難い業務については、この限りでない。

- II 業者選定の特例
- ① 業務内容に応じ、登録部門を考慮すること。
 - ② 既に納められた成果品の精度が低い等、業務の適正な履行が確保できないと思慮される業者は、指名選定に当たって考慮すること。

III 指名の選定にあたっては、有資格者（県内本店・県内営業所・県外業者別）の指名選定回数が、発注所属（各土木事務所）単位において偏りが生じないように考慮すること。